

標準様式第 2 号

14 サイクル機構 (東濃) 106

平成 14 年 12 月 2 日

法人文書開示決定通知書

兼松秀代 様

核燃料サイクル開発機構

東濃地科学センター

平成14年11月1日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する法人文書の名称

- ・ JNC ZN7450 2001-001 広域調査地表調査シート(昭和61年度および昭和62年度)

2 不開示とした部分とその理由

(1) 不開示とした部分:上記資料のうち、サイクル機構の一般職員の氏名

不開示の理由:当該情報は個人に関する情報であり特定の個人が識別される。これは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条1号の個人に関する情報であつて、ただし書のイロハのいずれにも該当しない。よつて不開示情報に該当する。

(2) 不開示とした部分:調査対象地区を具体的に示すことにつながる情報

不開示の理由:当該情報は直接地名の特定につながるものであり、これらの情報を公開することはサイクル機構への信頼を損なうことにつながり、事業の適正な遂行に具体的な支障を及ぼすことになると考えられる。よつて同法律第5条4号の不開示情報に該当する。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条(第6条)の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、サイクル機構に対して異議申立てをすることができます。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

\* 同封の説明事項をお読みください。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について 開示の実施を受けた場 合の基本額
A3版以下文書:544枚	複写機により複写した ものの交付	用紙1枚につき10円	5,440円

なお、下表に示す実施方法で、(2)に記載された日時に開示を実施することもできます。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について 開示の実施を受けた場 合の基本額
A3版以下文書:544枚	閲覧	100枚ごとにつき100円	600円

(2) 事業所等における開示を実施することができる日時、場所

日時:1月15日から2月14日までの期間内(土・日曜及び祝日祝日を除く。)の10:00から16:00まで

場所:東濃地科学センター インフォメーションルーム

4 担当課等

東濃地科学センター地域交流課 則竹和光 Tel 0572-53-0211 内線 2008

資料請求受付番号:14 東濃-004